

Tax

Issue P340 – 2021 年 5 月 21 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

第 14 次 5 年計画期間中の輸入免税政策の活用 —ハイテク・イノベーション産業の活 発化

Authors :

Zhang, Dolly

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

Email : dozhang@deloitte.com.cn

Qu, June

Director

Tel : +86 27 8538 2378

Email : junqu@deloitte.com.cn

Wang, Yunge

Senior Advisor

Tel : +86 21 2316 6366

Email : yungwang@deloitte.com.cn

「科教興国（科学と教育による国の発展）」戦略と「創新駆動（イノベーション駆動型）」発展戦略の実施、及び科学技術強国の建設を支援するため、財政部・税関総署・国家税務総局は今年の 4 月に「『第 14 次 5 年計画』の期間中における科学技術のイノベーションを支援するための輸入課税政策に関する通知」（財関税[2021]23 号。以下「科学技術のイノベーションを支援するための輸入課税政策」）を公布した。2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間において、科学研究機関・技術開発機関・学校など中国国内の機関が国内で生産できないか、若しくは国内で生産できるものの、その性能が需要を満たしていない科学研究・科学技術開発・学校授業用の物資を輸入する場合、又は、出版物輸入業者が前述した機関のために科学研究・学校授業で使用する書籍・資料などを輸入する場合、関連の輸入関税の減免優遇を享受できると規定された。

財政部・税関総署・国家税務総局は引き続き「科学技術のイノベーションを支援するための輸入課税政策」に関連する政策文書である「『第 14 次 5 年計画期間』における科学技術のイノベーションを支援するための輸入課税政策に関する管理弁法の通知」（財関税[2021]24 号。以下「管理弁法」）をその他の関連行政機関と共同で公布した。これにより、上述の輸入優遇政策に関する具体的な事項（例：優遇措置を享受するための輸入機関の要件及びその審査を担当する行政機関、免税適用可能の納付済み税金の還付を受けるための条件、輸入段階の増値税の免税適用に関する輸入機関の選択権、免税輸入物品の管理・使用に関する要求と規定違反に対する処罰規定など）について、明確に規定された。

新政策の主要内容

どのような輸入物品が免税対象になるか

「科学技術のイノベーションを支援するための輸入課税政策」による免税優遇の対象となる輸入物品には、以下の2種類が含まれる。

1. 中国国内で生産できないか、又は中国国内で生産できるものの、その性能が需要を満たせない科学研究・科学技術開発・学校授業用の物資
2. 科学研究・学校授業で使用される書籍・資料など

上述の免税対象について、リストによる管理が実施される。財政部・税関総署・国家税務局がリストを作成し、適宜に調整する。

留意点として、上述の1は輸入関税と輸入段階の増値税・消費税の免税対象であり、上述の2は輸入段階の増値税の免税対象であることが挙げられる。

どのような機関が免税政策を享受できるか

- 中央・省・地市レベルの研究所 - 国家実験室・国家重点実験室・企業の国家重点実験室 - 国家産業イノベーションセンター・国家技術イノベーションセンター・国家製造業イノベーションセンター - 国家臨床医学研究センター・国家工学研究センター・国家工学技術研究センター - 国家企業技術センター - 国家中小企業公共サービス示範プラットフォーム（技術類）	- 科学技術体制改革の過程で組織変更により形成した主に科学研究と技術開発に従事する機関 - 審査を通過した民営非企業組織の性質を持つ科学技術分野の研究開発機関、審査を通過した事業単位（政府系行政法人）の性質を持つ研究開発機関 - 審査を通過した外資系研究開発センター - 国の学歴認証を受けた高等教育機関、および独立法人資格を持つその分校と省外教育機関 - 県レベル以上の党校（行政学院） - 地市レベル以上の公共図書館 - 審査を通過した輸入許可を持つ出版物輸入業者
--	--

免税政策を享受できる機関の審査はどの行政機関が担当するか

留意点として、免税政策を享受できる機関のリストは通常、関連の行政機関による審査を通過してから公布されることが挙げられる。審査を担当する行政機関には、科学技術部・国家発展改革委員会・工業情報化部・教育部・文化旅行部・中央宣伝部、省レベルの科学技術・財政・税務・商務関係の所轄行政機関、及び免税対象機関の所在地の税関総署直轄税関などが含まれる。

一部種類の機関の主体に対する審査は、以下の行政機関が担当する。

機関の種類	審査を担当する行政機関
国家実験室・国家重点実験室・企業の国家重点実験室	科学技術部
国家産業イノベーションセンター・国家工学研究センター・国家企業技術センター	国家発展改革委員会
国家製造業イノベーションセンター・国家中小企業公共サービス示範プラットフォーム（技術類）	工業情報化部
国の学歴認証を受けた高等教育機関	教育部
省レベル以上の公共図書館	文化旅行部
輸入許可を持つ出版物輸入業者	中央宣伝部
外資系研究開発センター	省レベルの財政・税務・商務関係の所轄行

For more information, please contact:

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner

Tel: +86 10 8512 5524

Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

民間の科学研究機関と外資系研究開発センターが免税政策を享受するための条件

民営非企業組織の性質を持つ科学技術分野の研究開発機関が免税政策を享受するためには、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- 1) 省レベル以上の科学技術関係の所轄当局が定めた民間科学研究機関の適用要件に合致すること。
- 2) 民政関係の行政機関で登録された独立法人資格を有する民営非企業組織であること。
- 3) 資産総額が 300 万人民币元以上であること。
- 4) 高等専門学校以上の学歴または中級以上の技術資格を持つ専門家が 20 名以上在籍しており、かつ在籍従業員の総数に占める割合が 60%以上であること。

外資系研究開発センターが免税政策を享受するためには、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- 1) 独立法人の場合、投資総額が 800 万米ドル以上であること。非独立法人（例：企業内の部門）の場合、研究開発への投資総額が 800 万米ドル以上であること。
- 2) 80 名以上の専門研究者と実験開発者が常勤していること。
- 3) 設立以来、科学研究・学校授業・科学技術開発に必要な条件を提供するために購入した実験設備・装置・器械の取得原価が、合計で 2,000 万人民币元以上であること。

考察とアドバイス

政策の動向に注目し、長期的な計画を立てる

今回公布された輸入免税政策の有効期間は 2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までであり、国による「第 14 次 5 年計画」と同時期である。「科教興国」戦略と「創新駆動」発展戦略が国の長期発展計画の方針になっていることから、「第 15 次 5 年計画」の期間中、更には将来も継続的に国が科学技術のイノベーションを政策面で支援する方針は継続することが予想される。従って、企業は輸入免税政策の活用についてより長期的な視点から検討し、政策の長期的な効果と企業の持続可能な発展への影響について評価・予測する必要がある。情報技術の多岐にわたる高度な応用に伴い、科学技術のイノベーションは大きな変化を遂げており、学際融合・グローバルゼーション・多主体間連携といった特徴がますます顕著になってきている。高成長を遂げている先端技術企業、サプライチェーン・バリューチェーンの変革を求める科学技術企業、及び新しい事業計画の実施に踏み切る成熟した科学技術企業は、学際連携や国際連携を行う際に、国際貿易に関する活用可能な輸出入優遇政策を事業計画に組み込み、政策の動向に合致した手段を模索することにより長期的な政策支援を取得し、コスト削減・利益向上・資金誘致・事業活発化を図ることが推奨される。

留意点として、今回公布された優遇政策のほか、財政部・税関総署などの行政機関は、集積回路・ソフトウェア・ディスプレイ・航空・医療・科学普及・エネルギーなどを含む各特定の産業分野を対象とする一連の輸入税優遇政策を公布したことが挙げられる（詳細は文末の添付を参照のこと）。輸入段階諸税の優遇政策のほか、企業が科学・イノベーション活動に従事することで取得する可能性のある恩恵には、ハイテク企業向けの 15% 企業所得税税率、研究開発費の追加控除、科学研究用計器・設備の加速償却、科学技術研究成果の移転・転化によるエクイティ報酬の課税繰延などが含まれる。企業は事業計画を立てる際に、関連する政策を十分に把握し理解した上で、事業計画に組み込むことが推奨される。

調整の変化に注目し、政策ボーナスを最大限に活用する

「第 13 次 5 年計画」期間中の科学・イノベーション向け輸入優遇政策と比べて、今回公布された「第 14 次 5 年計画」期間中の関連優遇政策は、適用対象の範囲が拡大した。

まず、輸入優遇政策を享受できる主体の範囲がさらに拡大した。国家実験室・国家産業イノベーションセンター・国家技術イノベーションセンター・国家製造業イノベーションセンター・国家臨床医学研究センター・県レベル以上の党校（行政学院）・地市レベル以上の公共図書館などの機関が適用対象に追加され、新政策の適用対象となる科学研究機関の範囲は、省レベルから市レベルまで拡大した。適用範囲の拡大により新たに適用対象となった機関は、政策に対する認知度、又は輸入優遇政策の適用申請と申告プロセスに対する知識が不十分であることにより、優遇政策の適用の際に困難に遭遇する可能性がある。その場合、専門家によるサポートを検討することが推奨される。

今回公布された優遇政策では、免税輸入物品に対する管理上の要求はある程度緩和された。これまで、免税輸入物品に対する管理上の要求は比較的厳しく、原則として輸入機関自身での使用に限定され、その他の用途への流用は禁止されていた。今回公布された優遇

政策により、税関による審査・認可を経て、科学研究機関、学校などは免税で輸入した科学研究・科学技術開発・学校授業用の物資をその他の機関の科学研究・科学技術開発・学校授業に使用することが可能となった。また、免税で輸入した医療検査・分析用計器を条件付きで附属病院と附属病院の臨床活動に使用することも可能となった。国家ネットワーク管理プラットフォームによる統一管理下に置かれ、オープンシェアリング管理などの関連規定に合致する免税輸入の科学研究用計器・設備は、その他の機関の科学研究・科学技術開発・学校授業活動に使用できると定められた。従って、今回公布された優遇政策により、免税輸入物品の後続管理は更に緩和され、より柔軟な対応が可能となった。輸入機関が免税政策を有効に活用し、免税輸入物品を共有するための基盤であると考えられる。

また、今回公布された免税優遇政策の適用対象となる輸入機関及び免税物品のリストは数回に分けて公布される予定である。第1弾のリストは2021年1月1日から実施される。第1弾の輸入機関リストの公布日以降の30日以内に徴収され、免税の適用が可能な税金は還付が認められる。第2弾からは、リスト公布日から起算して、20日目から実施される。従って、輸入機関は事業計画の実施の際に、専門的な対応策を考案し、税金還付資格の確認・税金還付額の計算・スケジュール作成・輸入段階増値税の免税適用を受けるか否かの選択などについて、必要かつ効果的な管理を実施する必要がある。

優遇政策を適用する場合の管理上の要求を注目し、コンプライアンスリスクを回避する

今回公布された優遇政策を享受する輸入機関は、減免税に関する管理上の一般的な規定のほか「管理弁法」における特別規定に対するコンプライアンスも確保する必要がある。従って、関連機関は政策と管理規定に対する把握・理解・適合を通じて、専門知識の不足や管理上の不備に起因する誤りや規定違反を回避する必要がある。輸入減免税関係のコンプライアンスは一般的に、輸入主体の免税資格コンプライアンスと輸入物品の管理コンプライアンスに分けられる。

第一に、輸入主体の免税資格コンプライアンスに関して「管理弁法」の規定により、輸入機関は免税適用資格について事前に審査を受ける必要がある。審査を担当する行政機関は審査対象の性質によって異なるが、国及び地方の様々な行政機関が関わっている。各行政機関による管理上の要求と必要手続きは必ずしも同様であるとは限らず、政策に対する理解も行政機関によって異なる可能性がある。輸入機関は、申請資料の真実性と正確性を確保し、必要手続きの把握及び各種行政機関との意思疎通の効率に留意する上で、申告の誤謬や虚偽申告を避け、手続き関係の誤りやコンプライアンス違反を回避する必要がある。実務上、輸入機関は、固定観念に基づく優遇政策に関する管理上の要求について誤った認識を有することを回避する必要がある。外資研究開発センターが免税政策を享受するケースを例として挙げると、地方政府の資格認定を受けた外資研究開発センターは、必ずしも「管理弁法」の要求に合致し、今回公布された免税政策を享受できるとは限らない。例えば、上海市における外資研究開発センターの認定要件として「研究開発への累計投資額が200万米ドル以上」と定められているが「管理弁法」の規定により、優遇政策を享受できる外資研究開発センターは、その投資総額又は研究開発への投資額が800万米ドル以上でなければならない。また、輸入機関は免税対象リストに掲載された後、名称や経営範囲の変更などが発生した場合、期限以内に変更に関する説明をリストの審査を主導する行政機関に届出しなければならない。当該行政機関により、変更後に輸入機関が引き続き免税資格を有するか否かに関する審査が行われる。

第二に、輸入物品の管理コンプライアンスに関して、一般貿易とは異なり、免税優遇政策を享受する輸入物品の通関後、定められた期間内に、輸入機関は税関による監督管理規定を遵守しなければならない。現行の規定上、航空機・船舶・機動車両を除くその他物品の監督管理期間は3年間と定められている。免税物品の監督管理期間において、輸入機関が免税輸入物品の使用規定に違反する（例：免税輸入物品を無断で譲渡する、規定外の用途に流用する、又はその他の方法で処分する）場合、免税優遇の適用資格を失うほか、税金の追徴や罰金を科される可能性があり、刑事責任を問われる可能性もある。

結論

租税政策は科学技術イノベーション支援政策を構成する重要な一部であり「第14次5カ年計画」期間中の科学技術イノベーション向け輸入税収優遇政策は、「第13次5カ年計画」期間中の科学技術イノベーション向け輸入税収優遇政策の趣旨を踏襲した上で、最適化・整備されたものである。「第14次5カ年計画」期間における減免税の規模は更に拡大することが見込まれている。関連の事業単位及び機関は税収優遇政策を十分に活用することで、効果的に支出を低減し、科学技術イノベーションのサプライチェーンと産業チェーンの最適化・アップグレードを促進し、科学技術イノベーション活動及び持続可能な発展への注力が推奨される。

添付：最近公布された一部の輸入税収優遇政策

適用対象となる 物品又は産業	優遇政策の概要	関連通達
集積回路及びソフトウェア	2020年7月27日～2030年12月31日において、リストに掲載された集積回路及びソフトウェア企業による、中国における生産が不可能、又は中国における生産が可能であるが、その性能が需要を満たさない自社生産用の原材料・消耗品・関連設備及び部品などの輸入に対して、輸入関税を免除する。	「集積回路産業及びソフトウェア産業の発展を支援する輸入租税政策に関する通知」（財関税[2021]4号）、「集積回路産業及びソフトウェア産業の発展を支援する輸入租税政策管理弁法に関する通知」（財関税[2021]5号）

	関連の輸入設備に対して、6年を超えない期間において、輸入段階増値税の期分け納付を認める。対象物品に対して、リストによる管理を実施する。	
抗 HIV 薬	2021 年 1 月 1 日～2030 年 12 月 31 日において、衛生健康委員会の委託で輸入する抗 HIV 薬に対して、輸入関税及び輸入段階の増値税を免除する。	「2021～2030 年における抗 HIV 薬に係る輸入租税政策に関する通知」（財関税[2021]13 号）
民用航空機整備用機材	2021 年 1 月 1 日～2030 年 12 月 31 日において、民用航空機完成機設計製造企業・中国航空企業・整備企業及び航空機材卸売業者による、中国における生産が不可能、又は中国における生産が可能であるが、その性能が需要を満たさない航空機整備用機材の輸入に対して、輸入関税を免除する。対象物品に対して、リストによる管理を実施する。	「2021～2030 年における民用航空機整備用機材の輸入を支援する輸入租税政策に関する通知」（財関税[2021]15 号）、「2021～2030 年における民用航空機整備用機材の輸入を支援する輸入租税政策の管理弁法に関する通知」（財関税[2021]16 号）
エネルギー資源の 探査・開発・利用	2021 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日において、承認された中国国内の石油（天然ガス）、炭層ガスの探査開発作業プロジェクト及び海底石油ガスパイプライン敷設に関する応急救援プロジェクトによる、中国における生産が不可能、又は中国における生産が可能であるが、その性能が需要を満たさない、かつ直接探査開発作業又は応急救援に用いられる関連設備・機器・部品・専用器具の輸入に対して、輸入関税及び輸入段階の増値税を免除する。対象物品に対して、リストによる管理を実施する。	「『第 14 次 5 カ年計画』期間におけるエネルギーの探査・開発・利用に係る輸入租税政策に関する通知」（財関税[2021]17 号）、「『第 14 次 5 カ年計画』期間におけるエネルギーの探査・開発・利用に係る輸入租税政策の管理弁法に関する通知」（財関税[2021]18 号）
新型ディスプレイ 産業	2021 年 1 月 1 日～2030 年 12 月 31 日において、リストに掲載された新型ディスプレイメーカー及び新型ディスプレイ産業の中核原材料・部品メーカーによる、中国における生産が不可能、又は中国における生産が可能であるが、その性能が需要を満たさない自社生産用の原材料・消耗品・浄化室関連システム及び生産設備部品などの輸入に対して、輸入関税を免除する。関連の輸入設備に対して、6年を超えない期間において、輸入段階増値税の期分け納付を認める。対象物品に対して、リストによる管理を実施する。	「2021～2030 年における新型ディスプレイ産業の発展を支援する輸入租税政策に関する通知」（財関税[2021]19 号）、「2021～2030 年における新型ディスプレイ産業の発展を支援する輸入租税政策の管理弁法に関する通知」（財関税[2021]20 号）
中西部地区にお ける輸入展示品	「第 14 次 5 カ年計画」期間において、中西部地区の国際的展示会の期間内における売上高が限度額を超えない展示品の輸入に対して、輸入関税及び輸入段階の増値税と消費税を免除する（輸入禁止物品を除く）。	「『第 14 次 5 カ年計画』期間における中西部地区の国際的展示会の期間内に販売された展示品の輸入に係る税収優遇政策に関する通知」（財関税[2021]21 号）
科学普及事業	2021 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日において、承認された一般開放の科学技術館・自然博物館・天文館（ステーション、台）・気象台・地震観測所・高等学校・科学研究機関傘下の一般開放科学普及基地による、条件を満たすコピー・テープ・ハードディスク、又は中国における生産が不可能、又は中国における生産が可能であるが、その性能が需要を満たさない自己使用の科学普及用資材などの輸入に対して、輸入関税及び輸入段階の増値税を免除する。対象物品に対して、リストによる管理を実施する。	「『第 14 次 5 カ年計画』期間における科学普及事業の発展を支援する輸入租税政策に関する通知」（財関税[2021]26 号）、「『第 14 次 5 カ年計画』期間における科学普及事業の発展を支援する輸入租税政策の管理弁法に関する通知」（財関税[2021]27 号）

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (本土)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (香港)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマツリミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/aboutをご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンス・アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンス・アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性又は完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員または代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的または間接的な損失に対しては責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.